

## 産業医契約（千葉県医師会第4版）の仕様について

千葉県医師会では、産業医と事業場の契約に関する統一の書式が欲しいという声に応じ、昭和45年に第1版、その後第2版、平成26年に第3版の契約書を作成しました。

近年産業医の職務内容も徐々に拡大し、責務が増える中、個人情報の問題・産業医を守る文言など、契約書に盛り込む必要のある事柄が出てきました。そのため、本会の産業医学研究会・産業保健委員会で検討をした結果、時代にあった契約書の改定を目指し、千葉県医師会版の第4版を作成することにしました。産業医のみなさまが時代にあった契約をスムーズに行えますよう祈念いたします。

### 仕様について：

- 従前通りの職務内容を包括としている契約書と今回新たに職務内容毎に設定する契約書の2通りの契約書を作成しましたので、使用しやすい方をご活用下さい。
- 事業所によっては、指定の契約書を使用する場合があります。この契約書はあくまでもひな形です。必ず使わないとならないというわけではありませんので、両方で協議してお決めください。
- 契約書は改変可能な書式としました。双方で内容をご確認ください。甲乙、契約金額など空欄の部分がありますので、忘れずに書き入れてください。
- 医師会確認に関しては、所属地区医師会を想定しています。この様式を使用する場合は、契約する産業医の先生ご自身で医師会にご依頼をお願いします。ただし、医師会欄が空白であっても、契約書は有効となります。
- 原本は3部作成し、契約両者及び確認者が保有してください。所属地区医師会が「確認者」となっていた場合は、地区医師会でも原本の保有をお願いします。また、県医師会でも保管しますので、契約書写しを本会産業保健部へご郵送お願い致します。
- 別表の「本件職務内容」の3. に関しては、平成27年5月1日付、基発0501第3通達で、「当該規定は産業医がストレスチェック及び面接指導等の実施に直接従事することまでを求めているものではなく、衛生委員会又は安全衛生委員会に出席して、医学的見地から意見を述べるなど、何らかの形でストレスチェック及び面接指導の実施等に関与すべきことを定めたものであること。ただし、事業場の状況を日頃から把握している当該事業場の産業医がストレスチェック及び面接指導等の実施に直接従事することが望ましいこと」とされています。

2019年9月

公益社団法人 千葉県医師会